

「日本遺産」認定のまち 忍びの里伊賀・甲賀

【問い合わせ】

○忍びの里伊賀甲賀忍者協議会事務局

忍びの里伊賀甲賀忍者協議会事務局 伊賀市観光戦略課 ☎0595-22-9670 甲賀市観光企画推進課 ☎0748-69-2190





「日本遺産」認定のまち 忍びの里伊賀・甲賀」の連載スタート!

伊賀市と甲賀市は、忍者のふるさととして知られて います。そんな2つの市にまたがって忍者の真相を追 求するストーリー「忍びの里 伊賀・甲賀―リアル忍 者を求めて一」は、2017年に文化庁から「日本遺産」 に認められました。

これから奇数月の「広報いが」と「広報こうか」に、 ストーリーに登場する忍者の魅力や構成文化財などの 情報を紹介していきます。

地域の皆さんで忍者の魅力を発信しましょう。



日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリー を、文化庁が「日本遺産」に認定する制度のことです。

情報交流ひろば

となりまちいが・こうか・かめやま

甲賀市

5月は新茶の季節です

る甲賀市で は、4月下旬 から5月上旬 にかけて、新 茶の摘み取り 時期を迎えま す。寒い冬を 乗り越え、茶 農家の皆さん



が丹精込めて栽培した旨味と香りの高い茶葉と なっています。

甲賀市では煎茶やかぶせ茶に加え、昨年新たに 誕生した「土山一晩ほうじ」や、環境に配慮した 容器「カートカン」に入った緑茶など多様な種類 のお茶を取り揃えていますので、ぜひ甲賀のお茶 をご賞味ください。

【問い合わせ】

甲賀市農業振興課

2 0748-69-2192



「亀山ブランド」第2弾の 認定品を紹介します!

亀山市では、市の魅力ある 特産品を全国に発信するた め、令和3年度から独自の基 準で「亀山ブランド」を認定 し、さまざまな取り組みを展 開しています。



昨年度は、「亀山ブランド」 第2弾となる8ブランド17 亀山ブランド 品目を新たに認定しました。

このたび、新 たな認定品を紹 介するプロモー ション動画を 制作しましたの で、ぜひご覧く



【問い合わせ】

ださい。

亀山市商工観光課 観光・地域ブランドグループ

2 0595-84-5074





伊賀城和(伊賀・山城南・東大和) 定住自立圏ニュース



伊賀城科





【問い合わせ】 こども未来課 ☎ 22-9677 FAX 22-9646



「病児保育室」をご利用ください

児童が病気中または病気の回復期にあり、保護者の 勤務などの都合により家庭で保育できないときに、一 時的にお預かりする「ゆめこどもクリニック伊賀病児 保育室 を設置しています。

【対象者】 次のすべての条件を満たしていること

- ○市内在住・在勤または伊賀城和定住自立圏域に居住 する人の子ども
- ○小学校、保育所(園)、幼稚園などに通う生後6カ 月以上の児童

【利用できる病気の範囲】

- ○風邪・感染性胃腸炎などの日常的にかかる病気
- ○インフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪などの 感染症(新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者は 利用できません。)
- ○気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- ○その他医師が利用可能と判断した病気

【利用方法】

- ①当日、電話で空き状況を確認する。(受付:午前8 時~)
- ②ゆめこどもクリニックで診察を受ける。(受付:午 前8時45分~)
- ③申請書・保護者連絡票を提出する。
- ※申請書などは病児保育室にあるほか、市ホームペー ジからダウンロードできます。





【開室日時】

○月~水曜日、金曜日:午前9時~午後6時

○土曜日:午前9時~午後5時

※木・日曜日、祝日、8月13日~16日、12月29 日~1月3日、その他小児科の休診日は利用できま せん。

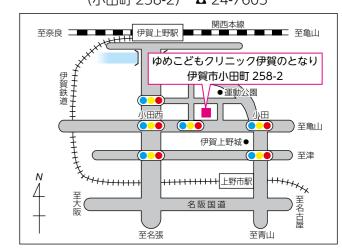
【利用料金(1日)】

- ①市町村民税所得割課税世帯:1,000円
- ②市町村民税課税世帯(①に該当する世帯を除く):

500円

- ③市町村民税非課税世帯または生活保護世帯:無料 ※伊賀城和定住自立圏域在住者の利用料金は市内在住 者と同じ。
- ④市外在住者: 1.000円

【予約先】 ゆめこどもクリニック伊賀 病児保育室 (小田町 258-2) ☎ 24-7605



広報しりが 2023.5

